

1 開催概要

- (1) 日 時 平成 27 年 1 月 27 日 (火) 午前 10 時～正午
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会
山本 克己会長
○消費生活審議会委員 5 名
佐久間 毅委員, 稲垣 眞咲委員, 大本 久美子委員, 山本 純委員
山本 隆英委員
○京都市
市民生活部長 吉川 昌弘, 消費生活総合センター長 峯 泰勝 ほか

2 傍聴者

4 名

3 開会

- (1) 吉川市民生活部長挨拶
- (2) 消費者教育推進部会会長挨拶

4 審議内容等

議題(1) 京都市消費者教育推進計画案について（資料 1・2 参照）

質疑等 （○：部会委員，●：事務局）

表紙について

- ：表紙のイラストについて，小・中学生，高校生，大学生が描かれていない。表紙を見て自分は関係ないと思ってしまわないよう，全年齢階層のイラストを入れてほしい。

第1章について

- ：2 (1)「計画が期待する消費者像」の箱書き内①が分かりにくいのではないか。
- ：2 (1)「計画が期待する消費者像」として，行動する消費者と記載されているが，取組例には情報提供が多い。行動するための取組例が分かりにくい。

第2章について

- ：3「食に関するもの」の取組例で取り上げられている「小学校給食における地産地消」は，中学校の給食（選択制）でも取り組まれている。「小・中学校における」と記載できないか。
- ：5「歩くまち・京都に関するもの」に観光に関する取組例があれば追加してはどうか。

第4章について

- ：第4章の取組例について，今後どのように取組を進めていくかも記載すべきである。
- ：教育委員会との連携について，はっきり記載されていないため，市民には分かりにくいのではないか。

- ：同じ行政内部で連携するのは当然であり，教育委員会と調整のうえ，あえて記載していない。
- ：計画案に，講座等の申込先を記載してはどうか。
- ：1 (3)「中学生期・高校生期」には，保護者の関わりの記載がない。保護者への情報提供を行うことを記載すべきである。
- ：積極的に情報にアクセスしない人，できない人への情報提供の仕方を検討してほしい。
- ：2 (1)「保護者」の役割として，教育をすることではなく，かしこい消費者として手本を示すことを前面に出すべきである。
- ：保護者と教職員との連携が分かりにくい。
- ：事業者・零細企業に対する教育を実施すべきである。
- ：3 (2)「外国人」については，観光客が中心の内容となっているように思われるが，在住者への取組はどうするのか。
- ：行動する消費者として消費者自らが判断して新しい仕組みを作っていく，外国人も障害のある人も高齢者も消費者市民社会の実現に向けて一緒に取り組む，このような取組を行政が支援するということが市民に伝わるようにしてほしい。

資料 2 について

- ：行政が主体となってどうするかという記載になっているが，多様な主体がともに連携するという記載内容にできないか。

議題(2) 京都市消費者教育推進計画市民意見募集案について（資料 3 参照）

質疑等（○：部会委員，●：事務局）

- ：市民意見募集の内容は大人向けになっているが，子ども向けに意見を聞くことはできないか。
- ：子どもたちにも見てもらいたいので，HP の目立つところに置くなど工夫してほしい。
- ：子ども向けは難しい。
- ：消費生活に関することなので，すべての市民に届くようにするため，市民意見募集パンフレットの配布場所などを検討してほしい。
- ：ホームページに市民意見募集パンフレットを PDF 化して掲載するなら，冒頭に提出方法を記載すべきではないか。
- ：定型フォームがある。ホームページ掲載時に対応する。

議題(3) 今後のスケジュールについて（資料 4 参照）

以上